



平成 29 年 7 月 31 日

各 位

会社名 株式会社メディアドゥ
代表者名 代表取締役社長 藤田 恭嗣
(証券コード番号: 3678)
問合せ先 取締役 管理本部長 鈴木 克征
(TEL: 03-6212-5113)

募集新株予約権（業績連動型有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 7 月 31 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社役員、子会社役員及び株式会社 F I B C に対し、株式会社メディアドゥ第 17 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 割 当 日	平成 29 年 8 月 17 日
(2) 新株予約権の総数	5,000 個
(3) 発 行 価 額	本新株予約権 1 個あたり 10,087 円
(4) 当該発行による 潜在株式数	500,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株）
(5) 調達資金の額	475,435,000 円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額: 50,435,000 円 新株予約権の行使による調達額: 425,000,000 円
(6) 行 使 価 額	1 株につき 850 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当 当社取締役 4 名に対し 1,400 個 当社従業員 17 名に対し 575 個 子会社役員 2 名に対し 200 個 子会社従業員 12 名に対し 225 個 株式会社 F I B C に対し 2,600 個
(8) そ の 他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とします。

2. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社は、平成 25 年 11 月に東証マザーズに上場後、電子書籍事業の順調な拡大とともに、電子図書館プラットフォーム世界最大手米国 OverDrive 社との戦略的業務提携や、海外流通展開の布石となる LINE 株式会社、株式会社講談社、株式会社小学館との合弁会社「LINE Book Distribution」の設立など、将来に向けた積極的な事業展開を推進してきました。また、平成 28 年 2 月には東証一部への市場変更を実現し、平成 29 年 3 月には電子書籍取次大手の株式会社出版デジタル機構の株式を 70.52%所得、6 月には株式交換によって完全子会社化しており、電子書籍業界における信用力・知名度の向上に努めてまいりました。

当社の主力事業領域である電子書籍市場規模は、平成 27 年度において 1,584 億円となり、前年度の 1,266 億円から 318 億円増加しております。また、電子雑誌市場は 242 億円、電子書籍と電子雑誌を合わせた電子出版市場は 1,826 億円とされております。（出所：「電子書籍ビジネス調査報告書 2016」インプレス総合研究所）

日本の電子書籍市場は今後も拡大が見込まれ、平成 32 年度には電子書籍市場は 3,000 億円程度になり、電子雑誌市場規模 480 億円を合わせた電子出版市場は 3,480 億円程度になると予想されており（出所：「電子書籍ビジネス調査報告書 2016」インプレス総合研究所）、市場は順調に拡大を続けております。

そのような状況の中、当社は今後も著作物の健全なデジタル流通とそのサイクルを実現するため、時代や人のニーズにマッチした新しいイノベーションの創出を図り、周囲を牽引しながら、また時には巻き込みながら、電子書籍のリーディング・ディストリビューターで在り続けたいと考えています。

当社は、東証マザーズ上場以来、増収増益を達成しておりますが、大切な著作物を扱う企業として更なる信用力・知名度の向上が必要であると考えております。

順調に拡大を続ける電子書籍業界において、信用力・知名度向上の実現に必要な中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たって、高い目標を掲げ、より一層の事業意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることが必要であり、本新株予約権の募集は、当社の結束力や当社との一体感を強めるとともに、当社への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社役職員、子会社役員及び株式会社 F I B C 対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

下記「11. 新株予約権の発行要項 3. (6) 新株予約権の行使の条件」に記載のとおり、本新株予約権は、平成 30 年 2 月期、平成 31 年 2 月期及び平成 32 年 2 月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書において、(ア) 営業利益に減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額（以下、「参照指数」という）の累計額が 5,850 百万円以上、且つ、(イ) 平成 30 年 2 月期、平成 31 年 2 月期及び平成 32 年 2 月期の各事業年度にかかる参照指数が前期の参照指数を超過した場合であることをその行使の条件としております。（平成 29 年 2 月期の参

照指数は1,700百万円とする)

参照指数は、平成29年2月期の営業利益に減価償却費を加算した額854百万円及び当事業年度の事業計画数値を基に、平成28年6月設立のMediaDo International, Inc.以降に子会社化した全7社の事業計画数値を加減算して算出しており、3期参照指数累計額5,850百万円は昨年発行した第16回新株予約権の行使条件である営業利益に減価償却費を加算した額2,900百万円(平成29年2月期、平成30年2月期、平成31年2月期の累計額)の約2倍となる高い数値目標としました。

当社は、事業計画を基にした新たな高い数値目標達成に向けてのコミットメントを高めるために、毎年この時期にストックオプションを発行しております。

また、直近1年間で多くの会社を子会社化し、資本提携も積極的に実行したことにより、業績拡大に向けてグループ会社全体の効率化やシナジー効果を早期に実現する必要もあり、本新株予約権は平成30年から平成32年までの当社における業績目標の達成に向けて意欲及び士気を向上させると共に、業績拡大へのコミットメントを高めることを目的とするものです。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
475,435,000円	2,000,000円	473,435,000円

(注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額(以下、「本件払込金額」といいます。)です。

2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3 行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。

(2) 手取金の使途及び支出予定時期

本新株予約権の発行は、新株予約権者の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としたものであり、資金調達を目的としておりません。また、本新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断によるため、払込みの金額及び時期を資金計画に組み込むことは困難であります。

したがって、差引手取概算額の使途については、現時点では、オフィスのリノベーション、デスクやパソコンの買い替え等、執務環境の整備に充当する予定ではありますが、当該行使がなされた時点の状況に応じて、具体的な使途を決定いたします。

4. 発行規模の合理性に関する考え方

本新株予約権がすべて行使された場合に増加する株式数は、500,000株(議決権個数

5,000 個)であり、当社の平成 29 年 5 月 31 日現在の発行済株式総数 10,050,400 株(総議決権個数 100,480 個)に対して 4.97% (総議決権に対する割合 4.98%) の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権の発行は、中長期的な当社の企業価値向上及び業績拡大を図るために、事業モデル創出や経営方針及び経営戦略において中心的な役割を果たしている当社代表取締役藤田 恭嗣のより強固なコミットメントを担保すること、設定された行使条件を達成するために付与対象者にインセンティブを付与し当社の成長を実現することを目的として付与するものであり、中長期的には株主の皆様利益の向上につながるものと判断しております。

したがって、本新株予約権の行使により一時的な株式の希薄化は生じるものの、その効果を鑑み、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な範囲内であると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は 10,087 円とすることといたしました。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社 Stewart McLaren (住所：東京都港区東麻布一丁目 15 番 6 号) に依頼しました。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較及び検討を実施したうえで、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件(業績条件)を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の算定を実施しました。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させると同時に、過去の業績の時系列データに基づいた確率分布に異なる標準正規乱数を繰り返し発生させ、本新株予約権の行使の条件である業績条件の達成確率を算出し、その結果を考慮した将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での本新株予約権権利行使から発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法であります。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。)における当社終値 2,637 円/株、株価変動率 58.33% (年率)、配当利率 0.33% (年率)、安全資産利子率 Δ 0.07% (年率)や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額 850 円/株、満期までの期間 3.43 年、行使の条件)に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の算定を実施しました。

当該算定機関の算定結果は、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、合理的な公正価格であると考えられるところ、当該算定機関の算定結果を参考に当社においても本新株予約権の発行価額を検討した結果、本新株予約権の発行価額は、当該算定結果の評価額を下回らない範囲で決定されているため、適正かつ妥当な価額であり、本新株予約権の発行は、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

なお、当社監査役4名全員からは、本新株予約権発行要綱の内容を踏まえ、上記算定結果及びその根拠に不合理な点は見受けられず、本新株予約権の発行は有利発行に該当せず適法である旨の意見表明を受けております。

(2) 行使価額の算定根拠及び合理的であると判断した理由

東京証券取引所における当社株価は、平成28年2月12日に上場来最安値である850円を記録しました。

また、近年、業績の下方修正等の当社要因によることなく、中国景気減速懸念や原油暴落・米利上げにより影響を受けたと思われる、平成27年8月24日～平成28年2月23日の半年間における当社平均株価は1,311円となっており、平成27年8月23日以前の半年間の平均株価である1,902円から大きく下落しました。その後の当社株価は、平成28年5月11日には終値2,074円まで上昇しましたが、英国の欧州連合離脱決定により、平成28年6月24日～平成28年12月22日の当社平均株価は1,560円と低迷した経緯があり、現在の株式相場にも、地政学的リスクの台頭、本国の最大の取引相手であるアメリカにおける政局不安等の楽観視できない不確定要素が存在し、予断を許さないものとなっています。

当社の短期的な株価は、上述のように、必ずしも当社の業績を反映して形成されない場合があり、その結果、本新株予約権の行使期間中に株価が行使価額を下回り続けて推移した場合には、本新株予約権の発行目的である、インセンティブ効果が十分に発揮されないおそれもあります。

そのため、そのインセンティブ効果を十分に発揮させることができるよう、仮に上場来最安値である850円まで株価が下落した場合であっても、付与対象者が一定程度のインセンティブを得ることができるように平成28年2月12日の上場来最安値の株価水準を参照して行使価額を設定しました。この結果、行使価額は直近の株価水準に対して67.8%のディスカウント水準となっています。

一方、業績条件が達成され、株価が順調に上昇する場合は、上述のとおり、行使価額は直近の株価水準と比較してディスカウント水準であることから、付与対象者は相応のインセンティブを得ることとなります。しかしながら、付与対象者は第三者算定機関の算定した公正価格にて本新株予約権の取得対価を負担していること、及び行使条件として相当程度高い水準の業績条件を課していることに鑑み、当社では、当該インセンティブの付与は妥当なものであると判断しております。

なお、業績条件達成により、付与対象者は株価下落時においても行使による株式の売却で利益を得ることもあり、また、行使による希薄化は更なる株価下落を発生させることも考えられます。しかしながら、業績条件の達成による収益力向上や経営陣による株

主価値の向上を意識した企業経営の推進によって、中長期的に企業価値は向上すると考えており、最終的に既存株主の不利益になるものとは考えておりません。

本新株予約権は、3期に渡る具体的な高い数値目標を掲げ、目標達成に向けて、業績拡大と株主価値向上へのコミットメントを高める強いインセンティブ目的として、当社グループの経営陣に対して、有償にて発行するものであり、当該行使価額の設定は、合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由

(1) 割当予定先の概要

1. 当社取締役、当社従業員、子会社役員、子会社従業員

(1) 氏名	当社取締役4名、当社従業員17名、子会社役員2名、子会社従業員12名(注)
(2) 住所	—(注)
(3) 職務の内容	当社役職員、子会社役職員
(4) 上場会社と当該個人の関係	当社取締役4名は当社普通株式378,100株、当社従業員6名は当社普通株式23,800株、子会社役員1名は当社普通株式2,400株を保有しております。

(注) 本新株予約権は、当社の中長期的な企業価値の向上を目指すに当たって、当社の結束力や当社との一体感を強めるとともに、当社への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、有償にて発行するものであるため、個別の氏名・住所の記載を省略しております。

2. その他割当予定先

(1) 名称	株式会社F I B C
(2) 所在地	東京都千代田区一ツ橋1丁目1番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 藤田 恭嗣
(4) 事業内容	株式・不動産投資業
(5) 資本金	50,000,000円
(6) 設立年月日	平成25年12月19日
(7) 発行済株式数	普通株式2,000株
(8) 決算期	7月31日
(9) 従業員数	0名
(10) 主要取引先	—
(11) 主要取引銀行	りそな銀行
(12) 大株主及び持株比率	藤田 恭嗣 100%
(13) 当事会社間の関係	
資本関係	株式会社F I B Cは、平成28年4月7日開催の当社臨時取締役会の決議に基づき平成28年4月25日に発行され

	た当社の新株予約権 10,590 個（対象となる当社株式総数 1,059,000 株）を保有しております。
人的関係	当社代表取締役である藤田 恭嗣氏が株式会社 F I B C の代表取締役を兼務しております
取引関係	株式会社 F I B C は、平成 28 年 4 月 7 日開催の当社臨時取締役会の決議に基づき平成 28 年 4 月 25 日に発行された当社の新株予約権 10,590 個（対象となる当社株式総数 1,059,000 株）を保有しております。また、当社又は当社の関係者若しくは関係会社と株式会社 F I B C 又は株式会社 F I B C の関係者若しくは関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関連当事者への 該当状況	株式会社 F I B C は、当社代表取締役である藤田恭嗣氏がその議決権の全部を保有しているため、当社の関連当事者に該当します。

(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態

決算期	平成 26 年 7 月期	平成 27 年 7 月期	平成 28 年 7 月期
純資産	6,788,145 円	△40,092,998 円	△84,963,800 円
総資産	319,897,233 円	609,623,349 円	782,139,551 円
1 株当たり純資産	18,855.96 円	△111,369.44 円	△236,010.56 円
売上高	0 円	0 円	41,599,746 円
営業利益	△16,258,272 円	△59,592,403 円	△37,384,981 円
経常利益	△15,987,307 円	△59,828,644 円	△36,010,419 円
当期純利益	△11,211,855 円	△46,881,143 円	△44,870,802 円
1 株当たり当期純利益	△31,144.04 円	△130,225.40 円	△124,641.12 円
1 株当たり配当金(円)	0 円	0 円	0 円

※1. 株式会社 F I B C は当社代表取締役 藤田恭嗣氏の資産管理会社であります。

- 株式会社 F I B C の代表取締役である藤田恭嗣氏は、当社普通株式 3,226,000 株（本新株予約権発行前の保有割合 32.10%、議決権比率 32.11%）保有している筆頭株主でもあります。
- 株式会社 F I B C 及びその唯一の役職員である藤田恭嗣氏は、反社会的勢力に該当しない旨の確約書を当社に提出していること、また、当社においても株式会社 J P リサーチ&コンサルティング（東京都港区虎ノ門三丁目 7 番 12 号 代表取締役 古野 啓介）から、今回の割当予定先である株式会社 F I B C 及びその唯一の株主、役員である藤田恭嗣氏と反社会的勢力との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社の中長期的な企業価値の向上を目指すに当たり、当社の事業概要及び事業戦略を十分に理解した上で、業績拡大へのコミットメントを担う割当先予定先を検討してまいりました。その中で、業績拡大へのコミットメントを主導する立場である当社役職

員、子会社役員及び株式会社F I B Cを割当予定先として選定いたしました。

藤田恭嗣氏は、事業モデル創出や経営方針及び経営戦略において中心的な役割を果たしており、業績拡大に向けてより強固なコミットメントを担保するために、他の割当先よりも高い比率での割当を予定しておりますが、行使価額の支払いは同氏の資産管理会社である株式会社F I B Cの現預金から拠出するため、同氏から割当先は同社として欲しい旨の申し出があり、検討をした結果、発行目的に対する実質的な効果が変わらないこと、また特に不合理な点は見当たらないことから割当先予定先に選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、本新株予約権の譲渡の際には当社取締役会の承認が必要となります。

また、行使によって取得する当社株式については原則として長期間保有する意思を各割当先が表明しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先から、本新株予約権の発行に係る払込みに十分な資金を有していること、当該資金は自己資金であること、権利行使に係る払込みについても資金を確保する見込みであることを口頭で確認しております。

また、割当予定先である株式会社F I B Cについては、顧問税理士が作成した平成29年3月時点の貸借対照表及び損益計算書を入手し、同社が本新株予約権の発行に係る払込みに要するに十分な現預金、その他流動資金及び有価証券等のその他資産を保有していること、平成29年2月までは債務超過であったが平成29年3月の増資により債務超過を解消し自己資本比率を改善済みであることを確認しております。権利行使に係る払込みについても現預金や有価証券等の売却による自己資金及び銀行借入により資金確保する見込みであることを同社及び顧問税理士に口頭で確認しております。

7. 発行後の大株主及び持株比率

募集前（平成29年5月31日現在）	募集後（平成29年7月31日現在）
藤田 恭嗣 32.10%	藤田 恭嗣 27.38%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 5.42%	株式会社小学館 4.79%
大和田 和恵 4.60%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 4.62%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) 2.82%	株式会社講談社 4.62%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 2.71%	大和田 和恵 4.06%

株式会社小学館	2.20%	BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	2.41%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	2.12%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2.31%
株式会社講談社	1.99%	株式会社FIBC	2.21%
山沢 滋	1.93%	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1.81%
鈴木 克征	1.26%	山沢 滋	1.65%

- (注) 1. 募集前の大株主構成は、平成 29 年 5 月 31 日現在の株主名簿を基に作成しております。
2. 平成 29 年 6 月 1 日付にて、株式交換により 1,217,600 株の株式を交付しております。
3. 平成 29 年 6 月 19 日付にて、新株予約権行使により 15,600 株の株式が増加しております。
4. 募集後の割当予定先の割当後の所有株式数及び所有割合は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。
5. 上記の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入して算出しております。

8. 今後の見通し

本新株予約権の発行による平成 30 年 2 月期決算業績及び個別業績に与える影響は、軽微であります。

9. 企業行動規範上の手続

本件第三者割当は、① 割当議決権数（加算議決権数を含む）を当社の総株主の議決権数から加算議決権数を控除した数で除した割合が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) 最近 3 年間の業績

	平成27年 2 月期	平成28年 2 月期	平成29年 2 月期
売上高（千円）	8,074,664	11,242,741	15,532,733
営業利益（千円）	413,013	552,191	656,357
経常利益（千円）	413,318	553,163	656,956
当期純利益（千円）	239,992	334,889	414,917
1 株当たり連結当期純利益(円)	25.49	34.06	41.65
1 株当たり配当金(円)	2.00	7.20	8.80
1 株当たり連結純資産(円)	191.62	224.78	270.33

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成 29 年 5 月 31 日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	10,050,400 株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	3,045,600 株	30.30%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	－株	－%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	－株	－%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成27年2月期	平成28年2月期	平成29年2月期
始 値	2,795 円	2,005 円	1,280 円
高 値	3,565 円	2,219 円	2,130 円
安 値	1,865 円	850 円	1,242 円
終 値	1,994 円	1,280 円	2,065 円

(注) 1. 各株価は、株式会社東京証券取引所第一部市場におけるものであります。

2. 平成 27 年 2 月期において平成 26 年 3 月 1 日付及び平成 26 年 12 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株とする株式分割を行っております。

② 最近6か月間の状況

	平成 29 年 1 月	平成 29 年 2 月	平成 29 年 3 月	平成 29 年 4 月	平成 29 年 5 月	平成 29 年 6 月
始 値	1,390円	1,534円	2,300円	2,723円	2,791円	2,500円
高 値	1,650円	2,065円	2,650円	2,988円	2,826円	2,855円
安 値	1,390円	1,495円	2,070円	2,411円	2,360円	2,276円
終 値	1,544円	2,065円	2,623円	2,793円	2,508円	2,763円

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所第一部市場におけるものであります。

③ 発行決議日前日における株価

	平成 29 年 7 月 28 日
始 値	2,720 円
高 値	2,723 円
安 値	2,611 円
終 値	2,637 円

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所第一部市場におけるものであります。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

払 込 期 日	平成 28 年 4 月 25 日
調 達 資 金 の 額	1,500,770,770 円
発 行 価 額	1 株につき金 33.03 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	9,938,800 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	1,059,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	10,997,800 株
割 当 先	株式会社 F I B C
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	電子書籍事業分野(電子書籍配信会社及び電子書籍関連ソリューションの提供会社)のM&A及び資本提携関連費
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	平成 28 年 9 月～平成 30 年 8 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	該当事項はありません。

1.1. 発行要項

1. 新株予約権の数

5,000 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 500,000 株とし、下記 3. (1)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

また、上記の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、発行する新株予約権の総数が減少したときは、その申込みの総数をもって割り当てる新株予約権の総数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は 10,087 円とする。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社 Stewart McLaren (住所：東京都港区東麻布一丁目 15 番 6 号) に依頼した。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に

当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較及び検討を実施したうえで、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件（業績条件）を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の算定を実施した。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させると同時に、将来の業績の確率分布を基に異なる標準正規乱数を繰り返し発生させ、本新株予約権の行使の条件である業績条件の達成確率を算出し、その結果を考慮した将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での本新株予約権権利行使から発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法である。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社終値 2,637 円/株、株価変動率 58.33%（年率）、配当利率 0.33%（年率）、安全資産利子率△0.07%（年率）や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 850 円/株、満期までの期間 3.43 年、行使の条件）に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の算定を実施した。

当該算定機関の算定結果は、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、合理的な公正価格であると考えられるところ、当該算定機関の算定結果を参考に当社においても本新株予約権の発行価額を検討した結果、本新株予約権の発行価額は、当該算定結果の評価額を下回らない範囲で決定されているため、適正かつ妥当な価額であり、本新株予約権の発行は、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、850円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成32年6月1日から平成32年12月30日（但し、平成32年12月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、平成30年2月期、平成31年2月期及び平成32年2月期の

各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書において、(ア) 営業利益に減価償却費(のれん償却費を含む)を加算した額(以下、「参照指数」という)の累計額が5,850百万円以上、且つ、(イ)平成30年2月期、平成31年2月期及び平成32年2月期の各事業年度にかかる参照指数が前期の参照指数を超過した場合、本新株予約権を行使することができる。(平成29年2月期の参照指数は、1,700百万円とする。)

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指数の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指数を取締役会にて定めるものとする。

- ② 株式会社F I B Cを除く新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。以下同じ)の取締役、監査役若しくは使用人又は外部協力者(当社または当社関係会社の役員又は従業員の地位を失った後、当社または当社関係会社と継続的な取引関係又は協力関係にある者として当社の取締役会により認められた者をいう。以下同様とする。)であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者のうち、株式会社F I B Cは、本新株予約権の権利行使時において以下のいずれの条件も充足している場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
 - (ア) 藤田恭嗣氏が当社又は当社関係会社の取締役、監査役若しくは使用人又は当社の外部協力者であること。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合を除く。
 - (イ) 株式会社F I B Cが藤田恭嗣氏の資産管理事業を営んでいること。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成29年8月17日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約

権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 申込期日

平成 29 年 8 月 17 日

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 29 年 8 月 17 日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 4 名に対し	1,400 個
当社従業員 17 名に対し	575 個
子会社役員 2 名に対し	200 個
子会社従業員 12 名に対し	225 個
株式会社 F I B C に対し	2,600 個

以 上